

第 1 部

商標法等の一部を改正する法律
(平成八年法律第六十八号)

序 章

I. 制度改正の趣旨

近時、産業社会が一層発展し、国際化する中で、技術や信用といった無体財産権の保護強化の重要性がますます声高に唱えられている。そもそも無体財産の保護の体系において、商標法は標識に化体される営業上の信用（グッドウィール）を保護するものであり、特許法とは異なる独自かつ重要な位置を占めている。そして、その重要性ゆえに、明治17年には早くも商標条例が制定され、明治、大正、昭和、平成という時代の流れの中で、数次にわたる改正を通じて、それぞれの時代の産業社会の要請に柔軟に対応しつつ変遷してきた。この商標制度の歴史の中で、現行法に改めて焦点をあてるならば、昭和34年の大改正により制度の骨格が形成されて以来約36年が経過しており、この間、商標制度をめぐる内外の情勢は、次のように大きく変化を遂げている。

すなわち、国際情勢に目を向ければ、経済活動の国際化が進展し、相互依存関係が進化する中で、各国の経済システムや各種制度の整合化が求められており、商標制度についても、商品及びサービスの国際的な取引の増大、企業活動のボーダーレス化の進展に伴い、国際的な調和や簡素化が喫緊の課題となっている。このような情勢を背景に平成6年10月にジュネーブで開催された外父会議において、商標に関する手続の簡素化及び国際的調和を目的とする「商標法条約」が締結され、我が国としても本条約にいち早く対応し、制度の簡素化・国際調和を図ることが求められている。また、国際的な登録・出願制度について定めるマドリッド・プロトコルも発効するに至った。

一方、国内に目を転じると、我が国経済の発展、商品差別化の進展等により、商標制度の利用に対するニーズがますます増大している。しかしながら他方で、不使用商標の累積により、商標利用者の商標選択の幅が狭まる等の弊害が深刻化しており、不使用商標対策が切に望まれるところとなってきた。また、

商品・サービスのライフサイクルの短期化もあって、早期権利付与の要請が一層強まっている。さらには、著名商標の保護強化の要請、立体的な商標の保護等、商標制度に対する時代の流れに即した新しいニーズも生じてきており、経済活動の進展、社会環境の変化により、上記のような簡素化・国際調和への対応のみならず、多様な面において商標制度の見直しの必要性が生じている。

以上のような内外の情勢変化にかんがみ、商標法条約に対応した手続の簡素化・国際調和を達成し、不使用商標対策の推進、早期権利付与の確保、著名商標保護の強化等の要請を満たす商標制度の改正を行うため、商標法等関係法令の整備を行ったものである。

II. 改正法成立までの沿革

1. 今回の制度改正の内容は、平成6年5月に工業所有権審議会において商標問題検討小委員会の設置が決定され、平成6年11月より同小委員会における検討が開始され、7回にわたる審議及び法制部会における審議を経て、平成7年12月13日同審議会の「商標法等の改正に関する答申」としてとりまとめられた。

「商標法等の一部を改正する法律案」は、同答申を踏まえて策定され、平成8年2月9日閣議決定された後、同月13日に第136回通常国会に提出された。同法案は、参議院において、同商工委員会における同年4月11日の質疑及び採択を経て、翌日の本会議において全会一致で可決された。また、衆議院においては、同商工委員会における6月4日の質疑及び採択を経て、同日の本会議において可決、成立した。

同法律は、6月12日に平成8年法律第68号として公布された。施行は、平成9年4月1日（ただし、現金納付に関する規定については平成8年10月1日、指定商品の書換についての規定は平成10年4月1日、商標法条約の締約国をパリ条約の同盟国等と同等に扱うこととするための改正規定は同条約が我が国について効力を生ずる日）である。

2. また、これと併行して、我が国が「商標法条約」に加入する手続をとることを承認するための国会審議も行われた。同条約は、衆議院において、同外務委員会における同年5月30日の質疑及び採択を経て、翌日の本会議において全会一致で承認された。また、参議院においては、同外務委員会における6月7日の質疑及び採択を経て、同月10日本会議において、全会一致で承認された。

同条約は、今後加入書寄託のための閣議決定を経て、平成9年1月1日に加入書をWIPO国際事務局長に寄託することにより、同年4月1日から我が国について効力が発生することとなる予定である。なお、公布は加入書寄託後国内発効前にされる予定である。

【商標法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

| | |
|-----------|--|
| 平成6年5月25日 | 第29回総会（商標問題検討小委員会の設置） |
| 11月28日 | 第1回小委員会（当面の審議事項について） |
| 12月14日 | 第2回小委員会（不使用商標取消審判制度） |
| 平成7年1月23日 | 第3回小委員会（連合商標制度、防護標章制度、商品区分） |
| 2月27日 | 第4回小委員会（不使用商標の権利行使の適正化、侵害判断に際しての「混同のおそれ」の要件の導入、類似商標の移転、コンセント制度、標準文字制度） |
| 3月27日 | 第5回小委員会（団体標章制度、法人重課、商標の定義、立体商標制度） |
| 4月21日 | 第6回小委員会（商標法条約、外国著名商標の保護、その他） |
| 26日 | 第7回小委員会（小委員会報告書素案） |
| 5月18日 | 第31回総会 （工業所有権審議会商標問題検討小委員会報告書とりまとめ） |

- 12月4日 第29回法制部会（答申素案、民事訴訟法の改正に伴う
特許法等の規定の整備）
- 13日 第32回総会
（商標法等の改正に関する答申とりまとめ）
- 平成8年2月9日 「商標法等の一部を改正する法律案」閣議決定
- 13日 同法案第136回通常国会提出
- 4月9日 参商工委 趣旨説明
- 11日 参商工委 質疑及び採択（全会一致）
- 12日 参本会議 可決（全会一致）
- 6月4日 衆商工委 趣旨説明
- 同日 衆商工委 質疑及び採択（全会一致）
- 同日 衆本会議 可決・成立（全会一致）
- 12日 公布（平成8年法律第68号）
- 10月1日 施行（現金納付の改正）
- 平成9年4月1日 施行（現金納付及び書換登録以外の改正）
- 平成10年4月1日 施行（書換登録の改正）

【商標法条約の承認・発効まで】

- 平成8年4月26日 「商標法条約」閣議決定
- 同日 第136回通常国会提出
- 5月30日 衆外務委 趣旨説明
- 同日 衆外務委 質疑及び採択（全会一致）
- 31日 衆本会議 承認（全会一致）
- 6月7日 参外務委 趣旨説明
- 同日 参外務委 質疑及び採択（全会一致）
- 10日 参本会議 承認（全会一致）
- 8月1日 条約発効

平成9年1月1日 加入書をWIPO国際事務局長に寄託（予定）

未 定 公布（予定）

4月1日 我が国について効力発生（予定）